

契 約 前 内 容 説 明 書

愛媛県松山市永代町4番地9

株式会社 御中

大和警備保障株式会社

代表取締役 小笠原 功次

TEL (089) 931-0748

FAX (089) 931-6719

契約を締結しようとする警備契約の内容は次のとおりです。

本書をよくお読みになったうえで、ご契約ください。(警備業法第19条第1項に基づく)

| | | | |
|----|---------------|---|--|
| 01 | 警備業者の名称等 | 上記に記載どおり | |
| 02 | 警備業務実施日及び期間 | 貴社の指定する当該日及び期間 | |
| 03 | 警備業務の実施時間 | 貴社の指定する時間(通常 8:00~17:00 実働8時間) | |
| 04 | 警備業務の実施場所 | 貴社の指定する契約名又は警備業務地 | |
| 05 | 警備業務の従事する人員 | 貴社との打ち合わせ、協議の上の人員又は現場における必要人員 | |
| 06 | 警備の担当業務 | ①交通誘導警備業務 ②現場に於いて一般交通に及ぼす支障を軽減し、交通渋滞や関係者等の負傷事故の発生を未然に防止するとともに、防犯・防災にあたる | |
| 07 | 警備員の知識及び技能 | 当該現場に於ける警備業法上必要な知識・技能及び資格を有する者 | |
| 08 | 警備員の服装及び装備 | 公安委員会に届け出ている弊社の制服及び装備を使用する | |
| 09 | 使用する機器及び各種資機材 | 各種警備業務用資機材(無線機等)が必要な場合弊社が準備する | |
| 10 | 貴社に対する報告体制 | ①通常報告及び緊急報告は、貴社に的確に報告する ②通常報告として現場終了時、任務上知り得た関係事項を報告する ③緊急事態が発生した際、各連絡先への通報及び処置をする ④実施報告書は貴社の責任者のサイン後、控えを貴社に渡す | |
| 11 | 警備料金 | 双方協議の上、見積書・契約書にて決定する | |
| 12 | 警備料金の支払い方法 | 貴社の締切日に合わせて弊社より請求書を提出し、貴社の支払日に弊社の指定する銀行口座に振り込むものとする | |
| 13 | この警備業務の再委託の可否 | 警備業務は弊社が直接行い、許可無く下請け等再委託は行いません | |
| 14 | 損害賠償に関すること | ①警備員が業務遂行中に故意又は過失により損害を与えたとき弊社の責任による場合は、それを賠償しなければならない ②損害賠償保険による賠償額は、1事故5億円とします | |
| 15 | 賠償の対象外(免責) | ①天災地変、暴動その他不可抗力による場合 ②貴社の使用する機器の自然消耗あるいは瑕疵による場合 ③貴社の従業員、下請負人等の故意又は過失に基づく場合 | |
| 16 | 負傷等の事故発生時の措置 | 現場に於いて負傷等の事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは貴社に遅滞なく報告すると共に、負傷者の救護又は関係機関への通報及び避難誘導等、その他必要な処置をしなければならない | |
| 17 | 契約に関すること | 変更 | 変更の必要があると認められるとき双方協議の上、書面により内容の変更を行なうものとする |
| | | 更新 | 警備期間満了に際し、双方異議のない場合は、同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする |
| | | 解除 | ①契約を継続しがたいと認めた場合は、1ヶ月前までに相手方に文書で通知しなければならない ②暴対法・暴力団排除条例に反した場合、催告なく契約を解除できる |
| 18 | 苦情を受け付けるための窓口 | 上記記載の弊社事務所の電話番号及び責任者 | |
| 19 | 特約事項 | 特になし | |
| 20 | 契約の締結日 | 警備実施の前日までに行うものとします | |